

公益財団法人しまね文化振興財団 寄附金等取扱規程

制定 令和2年11月26日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人しまね文化振興財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第2条 財団が受領する寄附金の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般寄附金

広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金

(2) 特定寄附金（募集特定寄附金）

広く一般社会に用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金

(3) 特別寄附金（用途特定寄附金）

寄附者が寄附の申し込みにあたりあらかじめ用途を特定したものを受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 財団は、常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%を定款第4条に掲げる公益目的事業（以下「公益目的事業」という。）に使用し、50%を法人の維持のための管理費に使用するものとする。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集目論見書」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(特別寄附金)

第6条 財団は、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 前項の寄附金について、寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会に承認を求めなければならない。

(受入基準)

第7条 財団は、寄附金が次の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、財団が著しく資金負担を生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び財団が受け入れることが社会通念上不相当と認められる場合

(受入手続)

第8条 寄附金を財団に寄附しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（電磁的方法によるものを含む）にて寄附金の申し込みを行う。

- (1) 寄附金額
- (2) 寄附者の氏名及び住所（団体等にあつては名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名）
- (3) 寄附年月日
- (4) 特別寄附金の場合は、第1号乃至第3号のほか、寄附金の資金使途並びに管理運用方法

(受領書等の送付)

第9条 一般寄附金又は特別寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び募金目論見書（第5条第1項の規定により事前に交付した場合を除く。）を寄附者に送付するものとする。
- 3 前各項の受領書には、財団の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第10条 財団は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 財団は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第11条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第12条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(理事長への委任)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年11月26日から施行する。